

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日（月）午前8時58分から午前11時12分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（15名）

農業委員	8名
推進委員	7名
4. 欠席委員（なし）
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 会長挨拶（会長）
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第5号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程7 議第7号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程8 議第8号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程9 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程10 農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程11 山江村農用地利用集積計画（第1次）に対する意見決定について
 - 日程12 山江村農用地利用集積等促進計画（第1次）に対する意見決定について
 - 日程13 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（案）に対する意見決定について
 - 日程14 その他
 - 日程15 今後の行事
 - 日程16 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

7. 会議の概要

事務局長	それではご起立をお願いいたします。一同礼。ご着席ください。 山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は8名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和7年2月期の農業委員会総会を開会いたします。 日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。
会長	(会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。
8番農業委員	はい。すみません。
事務局長	〇〇委員どうぞ。
8番農業委員	おはようございます。2月4日にですね、郡市の女性ネットワークと阿蘇の高森町の女性委員との意見交換会がありましたので行ってきました。一時間半 時間をとってあったんですけども各委員の紹介等を入れましたら一時間ちょっともないくらいの意見交換会ではあったんですけども地域を強化しているところがたくさんあって、一番良かったのは郡市の女性委員との交流会であったり、また新しく阿蘇の方達との交流ができたことが自分には一番財産だったなと思いました。研修に行かせていただき、ありがとうございました。
事務局長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしの声)
事務局長	ないようでしたらそれでは次に進みたいと思います。 日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いしたいと思います。
議長	はい。これより、議事に入ります。まず、日程4議事録署名委員の指名について。山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は5番

農業委員、6番農業委員にお願いいたします。次に日程5、議第5号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第5号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第5号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和7年2月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページまでが、解約通知書と合意解約書の写しです。それぞれの土地につきましては、合意解約書を、地籍図につきましては4ページに添付しておりますので、ご覧ください。解約の目的につきましては合意による解約であります。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

4番農業委員

はい。

議長

はい。〇〇委員。

4番農業委員

今後の借主とか耕作予定とかは全然未定ということではよろしいでしょうか。

事務局長

まだ、こちらの方には次の予定とかは聞いてはおりません。

4番農業委員

はい。

〇〇推進委員

はい。

議長

はい。〇〇委員。

〇〇推進委員

2ページの一番下のいつからの契約かのところが平成19年から令

和24年となっておりますけど違うでしょ。

事務局長

事務局で確認します。

事務局長

すみません、契約の期間ですけれども更新後20年契約をされているということで間違いないということであります。

議長

よろしいですか。〇〇委員。

〇〇委員

はい。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

ないようですので、それでは採決をいたします。議第5号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第5号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第6号を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第6号についてご説明いたします。総会資料の5ページをお開きください。議第6号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和7年2月10日提出、山江村農業委員会会長。6ページから18ページまでが、解約通知書と合意解約書等の写しです。本案件は、借り手である村外の法人が離農することになったため解約を行うものであります。それぞれの土地につきましては、合意解約書を、地籍図につきましては19ページから24ページまでに添付しておりますので、ご覧ください。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入

	ります。農業委員の方、何かございませんか。
議長	はい。6番農業委員。
6番農業委員	合意解約されるのはいいんですけど、その後はどうなるんでしょうかね。例えば、耕作放棄地状態になるということですかね。
議長	事務局よりお願いします。
事務局長	はい。解約された後は耕作放棄地にならないように農政の方も動いてですね、借り手の方を探していただいております。栗とかも植わっているそうなので、栗をされている方に紹介したりですね、あと、西川内の〇〇さん、奥さんの方が椎茸があるところ、原木が置いてあるところ、そこと栗を植えている一部は管理をしていきたいということでは言われているそうなので、残りの土地を農政の方で紹介されている状況です。あと何ヶ所かはまだ借り手が見つかってないということで、これから借り手を探していくということでありました。
議長	よろしいですか。
6番農業委員	はい。ありがとうございます。
議長	他にございませんか。
	(なしの声)
議長	推進委員の方、何かありませんでしょうか。
	(なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。
	(なしの声)
議長	質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第6号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)

議長	はい。全員挙手により、議第 6 号は原案のとおり承認いたします。
議長	次に日程 7、議第 7 号を議題とします。「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、議第 7 号についてご説明いたします。総会資料の 25 ページをお開きください。議第 7 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 66 条の 1 項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出、山江村農業委員会会長。26 ページから 33 ページまでが、解約通知書と合意解約書等の写しです。本案件は、借り手である村内在住の方が農業経営の規模を縮小することに伴い解約をするものであります。それぞれの土地につきましては、合意解約書を、地籍図につきましては 34 ページから 35 ページに添付しておりますので、ご覧ください。以上でございます。
議長	はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。 (なしの声)
議長	推進委員の方からでも質疑・意見結構ですので、何かありませんでしょうか。 (なしの声)
4 番農業委員	お尋ねいいですか。
議長	はい。4 番農業委員。
4 番農業委員	ここまでの議案についても含めてなんですが、仮に、借り手がおられて返しますという合意解約があったとき、今まではないんですけども、荒らしたままでやめます、返しますというのがあった場合、現状復帰の義務とか、そういうのは契約に謳ってないんですか。
議長	そのまま返すのではなくて、良い状態で返すのが普通ですよ。こちらから指導はしたことありますよね。
〇〇推進委員	マルチ張ったままのことがあったですよ。その後も誰も作れない状

態にしてしまう人とか。

議長

その人については農業委員会から指導はしているけど耕作できる状態にして返しているか、そこまで確認はしてないですね。現状復帰してから返してくれとは農業委員会からは指導はしてあります。でも、しないですね。そういう例はたくさんあります。悪質ですね。

〇〇推進委員

泣き寝入りですね。

4 番農業委員

契約する時点で当事者間でこういう話も入れとった方がよくないですか、条件に。結局、使えんようになって返されても貸した方は大変な目に合われるから。

議長

そのままに返すか、原状復帰して返すか契約の中に入れてくれという指導はしてよかったな。

事務局長

それは大丈夫だと思います。今も入ってるかもしれませんが。そこは確認をさせていただきたいと思います。

議長

こちらかもそういう事案は徹底して指導していきたいというふうに思います。働きかけもしていきたいと思います。他にございませんか。

議長

はい。〇〇推進委員。

〇〇推進委員

返すにあたって、耕作者の方が体力的にということで返されるとですか。

事務局長

体力的な事までは聞いてませんが、規模縮小なんでそういった諸般の事情があるんだと思います。

〇〇推進委員

使っている土地にクセがあるんじゃないですか。水がたくさんこないとか。そういう事情とかもあるのかなと思って。

事務局長

後の案件で出てきますけど、その後の借り手もいらっしゃいますので。たまにはあるかもしれませんが、今回は聞いてません。

議長

よろしいですか。

〇〇推進委員

はい。

議長	他にございませんか。
議長	はい。ないようですので、それでは採決をいたします。議第7号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	はい。全員挙手により、議第7号は原案のとおり承認いたします。
議長	次に日程8、議第8号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。議事に入る前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。2番農業委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで2番農業委員の退席を求めます。 2番農業委員退席（9時23分）
議長	事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、議第8号についてご説明いたします。総会資料の36ページをお開きください。議第8号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和7年2月10日提出、山江村農業委員会会長。37ページから40ページまでが、解約通知書と合意解約書等の写しです。それぞれの土地につきましては、合意解約書を、地籍図につきましては41ページに添付しておりますので、ご覧ください。以上でございます。
議長	はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。 (なしの声)
議長	推進委員の方から質疑・意見ありませんでしょうか。 (なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。議第8号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第8号は原案のとおり承認いたします。

2番農業委員着席（9時26分）

議長

次に日程9、議第9号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第9号について説明をいたします。総会資料の42ページをご覧ください。議第9号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があったので意見決定のため審議を求める。令和7年2月10日提出、山江村農業委員会会長。43ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。（申請内容について説明）。44ページが申請書の写しになります。45ページから48ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、49ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲渡人、譲受人、担当農業委員と担当推進委員と共に2月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員

はい、2月4日午前9時45分頃ですけども、譲受人の方と、譲渡人の方は来ておられませんでした、それと事務局と私とA担当推進委員の方でA（場所）の方は確認をいたしております。それとB（場所）の方はB担当推進委員と一緒に確認をいたしております。A（場所）の方に関しましては、竹藪の中に半分だけ畑状態で残っているところがございます。そちらの方を確認をいたしております。

それと、もう一筆のB（場所）の方につきましては半分に栗、半分は耕作を予定するような形でおられましたので、さつまいもか栗を植えた

	いということでした。慎重な審議の方をよろしくお願いいたします。
議長	はい。続きまして、同様に立会いを行いましたA担当推進委員、B担当推進委員から他に何かありませんでしょうか。
A担当推進委員	ありません。
B担当推進委員	ありません。
議長	はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。 (なしの声)
議長	推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。 (なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。
議長	はい。〇〇推進委員。
〇〇推進委員	B（場所）は畑なんだろうね。
事務局長	B（場所）は登記簿上も畑になっております。
〇〇推進委員	場所的に将来、宅地か何かにされるのかなと。そういうわけでもなく。
事務局長	ちょっと水はけの悪い所もありますので、耕作はさつまいもと言われてましたけども栗も植わってますので栗を今後植えるかもしれないということ言われてました。
議長	よろしいですか。
〇〇推進委員	はい。
議長	他にございませんか。 (なしの声)

議長	ないようですので、それでは採決をいたします。議第9号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	はい。全員挙手により、議第9号は原案のとおり決定いたします。
議長	次に日程10、議第10号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	はい。それでは、議第10号について説明をいたします。総会資料50ページをご覧ください。議第10号「農地法第5条の規定による、許可申請に対する意見決定について」農地法第5条の規定により、別紙の許可申請があったので意見決定について意見を求める。令和7年2月10日提出、山江村農業委員会会長。続きまして51ページをご覧ください。農地法第5条による、農地転用許可申請書の内容でございます。今回の申請案件につきましては、当該土地に係る所有権移転は行なわず、使用貸借権を設定し、譲受人（設定人）が転用を行うものであります。譲受人（設定人）は山江村内在住の〇区の方、譲渡人（被設定人）は山江村在住の〇区の方となります（申請内容について説明）。申請地の農地区分につきましては、農地から概ね300メートル以内に役場があるということから、「第3種農地」であると判断しております。53ページから54ページに位置図、現況写真を添付しております。54ページの現況写真をご覧くださいとわかりますように、既に着工されております。25年程前に用水路を整備した頃から整地されており、当該土地が農地であったことを知らず、工事に取り掛かってしまったということです。農地転用には、農地法の許可が必要であることから、今回の申請をされたものでありまして、申請には顛末書が添付されております。現地調査につきましては、譲受人（設定人）、譲渡人（被設定人）、担当農業委員と担当推進委員と共に2月4日に行っております。以上でございます。
議長	はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
担当農業委員	はい。2月4日8時40分くらいになります。貸主、借主の方、二人とも同席していただいて、担当推進委員と私と事務局長の方で確認をいたしております。説明にありましたように、現地には建物が建っており

まして農地であることを知らずに建ててしまったというようなことでございましたが、説明にありましたとおり地産地消を目的とした〇〇を開きたいというようなことでございました。村内の農業振興に寄与するという意味でも続けていきたいというようなことでございました。慎重審議の方をよろしくお願いいたします。

議長

はい。続きまして、同様に立会いを行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

6 番農業委員

はい。

議長

はい。6 番農業委員。

6 番農業委員

この、使用貸借になってるんですけど、地目は田のままで建物を建てるということなんですか。

事務局長

いえ、土地は借り手で、その上に建てますので転用はしないといけないということです。土地の所有者である方も一緒に申請をして転用をするということになります。田のままでありません。宅地とか雑種地とかになっていきます。

6 番農業委員

分かりました。

議長

所有権移転がないというだけです。

6 番農業委員

3 条所有権移転という形になると思うんですけど、妙やなと思って。

事務局長

よその件とかもですね、お父さんの土地に、土地はお父さんですが、息子さんたちが家を建てたいという案件が出てきて、土地はそのままお父さん名義にしといて、息子さんたちの家を建てるので、建物の資金計画とかそういう財産は息子さんたちのものにして、土地は転用してお父さん名義に残しておくという案件とかあったので、全く同じかなという感じで、そういうやり方もあるということでございましたので、今回そのような、本当は分筆してその分だけやるとかという話にもなるんですが、分筆にはまた経費がかかるので、どうせ全部転用されるのであれば

	使用貸借という方法がありますということで、今回そのようにされました。
6 番農業委員	ちなみに親子関係ですか。
事務局長	兄妹です。今回は兄妹関係になります。
6 番農業委員	親族ですね。はい。わかりました。
議長	よろしいですか。
6 番農業委員	はい。
議長	推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。
	(なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。
	(なしの声)
議長	はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第 10 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について異議がない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員挙手により、議第 10 号は原案のとおり決定いたします。
議長	次に日程 11、議第 11 号「山江村農用地利用集積計画（第 1 次）に対する意見決定について」を議題とします。議事に入る前に農業委員会第 31 条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。〇〇推進委員が関係者となりますので当該事案の審議開始から終了まで〇〇推進委員の退席を求めます。
	〇〇推進委員退席（9 時 40 分）
議長	事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、議第 11 号についてご説明をいたします。総会資料の 55

ページをお開きください。議第 11 号「山江村農用地利用集積計画（第 1 次）に対する意見決定について」令和 7 年山江村農用地利用集積計画（第 1 次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出、山江村農業委員会会長。56 ページから 57 ページが意見書の写しになっております。58 ページが総括表です。59 ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。こちらにつきましては、農地中間管理事業（農地バンク）を利用せず、相対での利用権設定となっており、今回申請されましたのは新規設定が 2 件、再設定が 2 件であります。案件の総面積は 12,294 m²でございます。それでは、使用貸借権の新規設定 1 件 11 筆分についてご説明いたします。総会資料の 60 ページをご覧ください。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。（申請内容について説明）。62 ページから 63 ページまでに地籍図及び現況写真を、64 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、担当の会長職務代理者と担当推進委員とともに 2 月 4 日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、会長職務代理者から補足説明をお願いいたします。

会長職務代理者

はい。それでは、説明いたします。2 月 4 日 10 時 10 分くらいですかね、現地調査を行いました。立会人として、借り手の方、事務局長、担当推進委員そして私の 4 名で行っております。現地として役場の第 2 駐車場の横でございますけれども、前 皆さんと草払いをした所であります。大変、筆も多ございまして、現在、ニンニクですかね、綺麗に管理されてニンニクを植えてあるわけでございます。たいへん、際の方は石が多いということで、管理はしてあるんですけれども、作ることはできないということで、そのままではありますけれども、綺麗に草は刈ってあるようございまして。何の心配もないと思いますけれども、良い審議をお願いしまして、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長

はい。続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

	(なしの声)
議長	推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。
	(なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。
	(なしの声)
議長	はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 1 1 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員挙手により、新規設定 1 件 1 1 筆分については原案のとおり決定いたします。
	〇〇推進委員着席（9 時 4 6 分）
議長	続きまして、使用貸借権の再設定 1 件 5 筆分について事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、使用貸借権の再設定 1 件 5 筆分についてご説明いたします。総会資料の 6 5 ページをご覧ください。使用貸借権の再設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が山江村在住の〇区の方、借り手は〇町内の法人の方でございます。6 6 ページをご覧ください。（申請内容について説明）。6 7 ページから 7 0 ページまでに地籍図及び現況写真を、7 1 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、2 月 4 日に事務局の方で行っております。以上でございます。
議長	はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。
	(なしの声)
議長	推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

〇〇推進委員	ここは、もともと栗園だったのを借りたということですか。
議長	事務局にてお願いします。
事務局長	もともと栗園だったのを手入れされております。
〇〇推進委員	どっちがですか。法人の方が。
事務局長	もともと〇〇さんの栗園だったものを法人の方が管理をされている ということです。
議長	よろしいですか。他にございませんか。 (なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。 (なしの声)
議長	はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。 再設定 1 件 5 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	はい。全員挙手により、再設定 1 件 5 筆分につきましては、原案のと おり決定いたします。
議長	続きまして、使用貸借権の再設定 1 件 6 筆分について事務局の説明を お願いいたします。
事務局長	それでは、使用貸借権の新規設定 1 件 6 筆分についてご説明いたしま す。総会資料の 7 2 ページをご覧ください。使用貸借権の再設定に係る 案件でございます。(申請内容について説明)。7 4 ページから 7 6 ペー ジまでに地籍図及び現況写真を、7 7 ページに調査書を添付しておりま す。現地調査につきましては、2 月 4 日に事務局の方で行っております。 以上でございます。
議長	はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入 ります。農業委員の方、何かございませんか。

	(なしの声)
議長	推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。
	(なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。
	(なしの声)
議長	はい。ないようですので、それでは採決をいたします。再設定 1 件 6 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい。全員挙手により、新規設定 1 件 6 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。
議長	続きまして、賃借権の新規設定 1 件 4 筆分について事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、賃借権の新規設定 1 件 4 筆分についてご説明いたします。総会資料の 78 ページをご覧ください。賃借権の新規設定に係る申請でございます。(申請内容について説明)。80 ページから 81 ページまでに地籍図及び現況写真を、82 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、受け手の代理の方、貸し手の方、担当農業委員と担当推進委員と共に 2 月 4 日に行っております。以上でございます。
議長	はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
担当農業委員	それでは、説明いたします。2 月 4 日 10 時 45 分頃より現地を確認いたしました。(場所について説明)。確認には出し手の方、受け手の方、局長、私と担当推進委員、〇〇の方ですけど、ここは綺麗に手入れしてありました。もう一つの 4 筆目の方は、昨年まで草がぼうぼう荒れていたんですけど、綺麗に草を刈ってありましたので問題はないかと思います。慎重審議よろしくをお願いします。
議長	続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定 1 件 4 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 4 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程 12、議第 12 号「山江村農用地利用集積等促進計画（第 1 次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第 12 号についてご説明をいたします。総会資料の 83 ページをご覧ください。議第 12 号「山江村農用地利用集積等促進計画（第 1 次）に対する意見決定について」令和 7 年山江村農用地利用集積等促進計画（第 1 次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出、山江村農業委員会会長。84 ページから 85 ページが意見書の写し、86 ページが総括表となっております。87 ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は 10 年、公社と借り手は 5 年から 8 年 5 ヶ月の契約となっております。借り

手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は新規設定 1 件、再配分 1 件の合計 2 件で、総面積は 6,346 m²でございます。

それでは、賃借権の新規設定 1 件 2 筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。88 ページ、並びに 89 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。91 ページから 92 ページまでに地籍図、現況写真を、93 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の代理の方、借り手の代理の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、2 月 4 日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いします。

担当農業委員

はい、2 月 4 日 10 時前ですね、貸し手の方の代理人、借り手の方の代理人立会いのもとで、事務局長、そして担当推進委員と私で立会いを行いました。現況は、もう既に耕作をされるような状況でありまして綺麗に整備されておりました。問題はないと思いますけれども審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。それでは質疑・意見がないようですので、採決をいたします。新規設定 1 件 2 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議長	はい。全員挙手により、新規設定 1 件 2 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。
議長	続きまして、賃借権の再設定 1 件 2 筆分について事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、賃借権の再設定 1 件 2 筆分についてご説明いたします。賃借権の再設定に係る申請でございます。総会資料の 9 4 ページ及び 9 5 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。9 6 ページから 9 7 ページまでに地籍図及び現況写真を、9 8 ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、借り手の方、担当の担当農業委員と担当推進委員と共に 2 月 4 日に行っております。以上でございます。
議長	はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。
担当農業委員	はい、それでは説明いたします。2 月 4 日 1 0 時 3 0 分より確認をいたしました。場所は先ほどの案件の田のちょっと上になります。貸し手の方は欠席でした。受け手の方と、局長、私と担当推進委員 4 名で確認を行いました。稲をするということでしたので、問題はないかと思います。慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。
担当推進委員	ありません。
議長	はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。
	(なしの声)
議長	推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。
	(なしの声)
議長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定 1 件 2 筆分について異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定 1 件 2 筆分につきましては、原案のとおり決定いたします。

議長

ここで 1 時間ほど経ちましたので 10 分ほど休憩をいたします。この時計で 10 時 15 分から再開いたします。

(休憩)

議長

次に日程 13、議第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（案）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

それでは、議第 13 号についてご説明いたします。総会資料の 99 ページをご覧ください。議第 13 号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（案）に対する意見決定について」農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画を定めることについて、同法第 19 条第 6 項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画（案）について可否を求める。令和 7 年 2 月 10 日提出、山江村農業委員会会長。資料につきましては別添でラベルのついたものをお渡ししていると思います。表紙が意見書の写しです。1 枚めくっていただきますと、農業経営基盤強化促進法の（抜粋）となっておりますが、先ほど読み上げましたとおり、第 19 条第 6 項の規定により、地域計画を定めるときは農業委員会の意見を聞かなければならないとなっております。次のページが地域計画の策定の手順、右側のページが山江村の地域計画策定工程表となっております、2 月の欄を見ていただきますと各関係機関へ意見聴取をされている段階となります。意見集約後、地域計画（案）を広告し、2 週間の縦覧により広く意見等を募ります。それを受け、3 月末日までに最終調整を行った後、地域計画として広告を行う予定であります。

次のページをお開きください。回答書の様式であります。地域計画（案）では、委員の皆様にはご存じのとおり、山江村を 3 つの地域に分けております。地域ごとに意見のある・なしをご決定いただき、意見が

ある場合は、その意見を付して回答するようになっております。

それでは、各地域の地域計画（案）についてご説明いたします。1枚おめくりください。まず、山田①地域です。地域名は合戦峰他、記載のとおりとなっております。

1の地域における農業のあり方の地域計画の区域の状況、地域農業の現状及び課題、地域における農業の将来のあり方については、ご覧のとおりです。

2の農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標における担い手への集積率につきましては、現状の20.2%から21.5%を目標としてあります。次ページからの3農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するため取るべき必要な措置から7の基盤法第22条の3まではご覧のとおりとなっております。なお、4の地域内の農業を担う者一覧につきましては、次のページの目標地図の前のページに別途掲載してあります。山田①地域については1番から34番の方を地域の担い手としております。

それでは、A3の目標地図をご覧ください。

薄い紫色で塗られた地図の部分が生山田①地域の範囲となります。所有者と地域の担い手ごとに色分けされております。枠外に番号、地域の担い手として番号と色分けがしてあります。こちらの地域の担い手につきましては、3地域とも共通で担い手ごとに通し番号がついております。

地図データの精度があまり良くありませんので、見分けが難しいかと思います。地図の一部を拡大したものを皆様の机の後ろに広げてあります。そこらには担い手の番号が農地ごとに振られているというのが見えるようになっておりますのでご確認をお願いしたいと思います。

次のページをお開き下さい。山田②地域の地域計画（案）であります。地域名は別府他となっております。

2の担い手への集積率につきましては、現状の38.4%から39.7%を目指す目標としてあります。

次のページ以降の3～7の項目につきましては、先ほど説明したとおり、記載のとおりです。次のページの目標地図をご覧ください。山田②地域は、薄い水色を塗った範囲となります。山田地域は、山田戊の字を含まない範囲で設定しておりますので、11区の一部、12区の農地は計画の対象外となっております。

次のページをお開き下さい。万江地域の地域計画（案）であります。地域名は城内他となっております。

2の担い手への集積率につきましては、現状の32.2%から33.9%を目標としてあります。

次のページ以降につきましては、記載のとおりでございます。目標地図をご覧ください。万江地域は、薄い緑色を塗った範囲となります。万江地域は14区までの農地が対象で、15区、16区の農地は計画の対象

とはなっておりません。

各地域の地図とも小字界で色付けをしておりますので、山林なども含んでおり、農地のない空白が広い所があるような状況でございます。以上でございます

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思いますが、ご覧になっていきなり質問しろというのも無理でしょう。なので5分程度閲覧をしていただきたいと思います。その上で意見をいただきたいと思います。後ろの地図を見てもらっても結構です。

議長

事務局の方から補足説明をお願いいたします。

事務局長

事務局の方から補足させていただきますと、各地域、3地域に分かれておりますが、課題はだいたい同じような感じで高齢化による担い手の不足、それから、農業基盤の施設の老朽化、鳥獣被害と機械化とかＩＯＧを使ったスマート農業の導入とか、そういった形で課題がありまして、それに向けてどのように地域で行っていくとかか話し合っているところです。いろんなご意見が出ている中で今後していくことを計画に盛り込んであります。地域の担い手につきましては農政で認定農業者とか利用者ということであげておりますが、今後、農地を買いたいという人が出た場合についてはですね、これに担い手を追加していくということで、できれば今あがっている方に集約していくのが一番ベストな形ですけれども、新たな管理者が出た場合は追加していけるようになっております。ただ、この計画に載ってないといけないということですので、新しい案件が出た場合は随時追加させていただくということになります。

会長職務代理者

よかですか。

議長

はい、会長職務代理者。

会長職務代理者

今、説明がありましたけれども、石油類とか結構上がってるんですね。肥料とか上がってますので。賃金表見ても私たちはどうするわけにもいかないし。少しでも私たちも売り上げが上がるようになおしてもらえればと思っているわけでございます。

事務局長

すみません。農作業の標準賃金ですよね。標準賃金には2月17日に、本当は6日の予定だったんですけど、雪で延期になったので17日に今度、下球磨の会議をします。そこを受けてお話をすることになると思います。

ますので、3月10日ですね。上がってくるのか、資料もまだきていませんが。燃料高騰とか賃金も上がっておりますので、そこらへんを考慮してあるのかを見ながら各市町村、足並みを揃えないといけないかなというのはありますので、そこはまた会議後にご説明させていただければと思います。

議長

この、行政が出した地域計画（案）については、現状課題、将来に向かって進む農地というのは、こういう方向で我々はやっていくことになると思うんですけども、大まかにこの案でよければということで、意見がなかったらですね、これで進めていくということによろしいでしょうか。

議長

はい。4番農業委員。

4番農業委員

地域計画を出して、年次計画というか、何年度までにこうやっていくということだと思うんですが、それまでにまた違う方向性が出てきたら追加していくという、そういった考えですか。

議長

これは、一年一年ですか。

事務局長

一年ずつですね、現況に合わせて更新していくというような形でありますので、今の目標では10年後の目標設定をしてありますけれども、毎年変わりますので、そこら辺は1年に1回とか、随時とか、市町村でどのようにしていくのかというのは今後協議していくところですが、最終的には1年に1回は更新していく形にはなると思います。

4番農業委員

8月だったですね、最初の地域計画は。全村民に対して3回呼びかけた。その時にちょっと話をしたつもりですが、どうしても山江の農地は栗がほとんどで、栗を振興する施策があった方がいいんじゃないですかと言ったんですね。そういった事がもう、ここだけで話してもしょうがない。行政あたり、あるいは議会あたりで考えていくことも必要かなと思うんですけど。そうした場合、そういうことが盛り込まれていくのかということですよ。

事務局長

地域の協議の場というの、またやっていかないと最終的な目標の地図が、うちは現況地図に近いので、また今後していくことになると思うんですけども、そういったところで、文言とかいろんな目標を修正するというのは反映できると思います。そういった意見がでてくれば修正できると思いますので、よろしくお願いします。

4 番農業委員

はい。

議長

他に意見ございませんか。

(なしの声)

議長

意見がないようですので、それでは、農業委員会としての意見を受け付けますが、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（案）に対する意見については「意見なし」とすることで、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、地域計画（案）については「意見なし」といたします。

議長

次に日程 14「その他」となっております。事務局より、報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長

「その他」について説明。
○令和 7 年度 現地調査・総会日程の訂正について
○遊休農地の発生・解消状況に関する調査の所有者等意向確認について
○令和 6 年度山江村農業委員会先進地視察研修（案）について
○令和 6 年度球磨地域農業活性化セミナーについて
○農業者年金について（のうねん冊子配布）
○ホームページ用議事録
○活動記録表について
○広報委員会議について

議長

はい。日程 14 について皆さんから意見等ありませんか。

6 番農業委員

この分は何日までですか。

事務局長

次の総会までをお願いできればと思います。意向調査は 3 月 10 日までをお願いします。

議長

他にございませんか。

議長

はい。寶代委員。

〇〇推進委員

先ほど会長職務代理者の方から話があった、経費の方が上がっている
ので賃金をという話を聞きたいんですけど、先ほどの話では会議があっ
て、会議の資料が出た時点で言いますということですけど、遅かつじゃ
ないかと思うんですけど。農業委員会として意見を言える立場なのかと
いうのが一つと、言えるのだったら事前に、会議の前に山江の農業委員
会として言うべきじゃないかなと思ったんですけど、そのあたり何かあ
るんですか。

事務局長

下球磨で話し合いをされておりますので、その場でですね前々回には、
農業委員さんの意見が、やっぱり値上がりしてるので上げてくれという
意見を言われて事務局が持って行って話をし、その場で、改訂しない
状況があったということですが、今回は会議の中で話をします
ので、農業委員さんとしてはですね、委員会からは前回も出てます
ように、燃料高騰とか、受け手さんのですね、状況を考えて少しでも賃
上げしてほしいということで伝えようと思ってますので、本当は2月6
日で、その状況をお話できれば良かったんですけど、17日になりました
ので、次の3月10日の総会の時に賃金の採決、農業委員会としての
決定をしていただきますので、その時にまたご説明させていただきたい
と思います。今、全然手持ちがないので向こうがどのように考えてるか
わかりませんので、それを受けてからさせていただければと思います。

議長

6番農業委員。

6番農業委員

局長の意見に付随するんですけども、前回も私は言ってたんですけ
れども、最低でも料金に関しては税抜きでお願いしたいと。税込みなん
ですよ、今の賃金は。すべて税別で明記。明記するんであれば10パ
ーセント込みと明記も。最低でもですね。

事務局長

はい。意見で伝えたいと思います。

議長

3月10日の総会までにはその下球磨の協議会の案が提示できると。

事務局長

できると思っております。

議長

はい。今、出た案件については幹事会の方で意見を出していただきた
いと思います。他にございませんか。総会の終わった後でもかまいませ
んのので何かありましたら事務局の方へお願いします。それでは、次に日
程15「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

はい。それでは、日程１６「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会２月期総会を閉会いたします。どうも
お疲れ様でした。

令和７年２月１０日(月)午前１１時１２分終了

議長_____

委員_____

委員_____